

文部科学大臣
平野博文 殿

一般社団法人 国立大学協会
経営委員会 委員長 有川 節 夫

改正労働契約法の適切な対応に向けた支援について（要望）

- 1 「大学の教員等の任期に関する法律」（以下「任期法」という。）は、教員等の任期を定めることにより、大学等へ多様な人材の受入れを図り、教育研究の進展に寄与することを目的とした法律であり、この法律の施行に当たっては、文部省通達（平成9年8月）において、任期制の適切な運用に努めるとともに、教員の流動性を高め、教育研究の活性化が図られるよう特段の配慮が求められたところです。
また、任期を定めることができるのは、①多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき、②助教の職に就けるとき、③特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるときに限定され、労働契約において任期を定めるに当たっては、あらかじめ各大学において教員の任期に関する規則を定めなければならないとされています。
- 2 国立大学法人においては、従前より上記任期法の趣旨に基づき、多数の教員等に任期を付して雇用してきたところでありますが、この度の改正労働契約法（※）を硬直的に運用した場合には、任期法の趣旨が損なわれ、教員の流動性を高められなくなるばかりでなく、教育研究の活性化にも支障を来すこととなります。
※ 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換させる仕組みを導入。
- 3 各国立大学法人からは、このたびの労働契約法の改正に関し、任期法との関係だけでなく、多数の質問等が本協会に寄せられています。各法人が新制度に適切に対応するためには、任期法による有期労働契約を適用除外とするなど大学の特性に即した制度の弾力的運用や解釈の明確化について文部科学省のご支援が不可欠ですので、要望いたします。